

広島県告示第九百七十号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

広島県知事 横田 美香

次の第一号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

[illegible]

備考 (略)	(略)				
	(略)	三 (略)	12 18 (略)	5 11 (略)	1 4 (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	三 (略)	14 20 (略)	13 ポ ール ワイ ヤ ー ボ ン ダ ー マ ニ ュ ア ル (略)	5 1 2 (略)
	(略)	(略)	(略)	〃	〃
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	八〇〇円	一、〇〇〇円

次の第二号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		二 手数料	
備考 (略)	(略)	(略)	分区の タンセ
	(略)	(略)	種別
	(略)	(略)	単位
	(略)	(略)	金額
	(略)	(略)	備考
改正前		二 手数料	
備考 (略)	(略)	(略)	分区の タンセ
	(略)	(略)	種別
	(略)	(略)	単位
	(略)	(略)	金額
	(略)	(略)	備考